

令和8年8月15日

進路指導室・キャリアセンター各位
就活応募予定者各位

株式会社ミツワ
専務取締役 岡田 竜治



年間休日の増加と最低賃金の賃上げ計画のお知らせ

拝啓 残暑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は格別のお引き立てをいただき、ありがたく御礼申し上げます。

さて、若手社員の雇用機会の拡大を図り雇用環境の改善のため本年8月に休日を1日増加させ年間休日を109日から110日に実際に増加させ調整致しました。

社内の職場懇談会の討議でさらに来年1月から年間休日を120日設けることを決定しましたのでお知らせ致します。

本年度の新卒者の求人はハローワークへ年間休日を110日に変更し求人票を届出ておりますが、**来春には年間休日が120日で実施する予定ですのでお知らせ致します。**

なお、年間休日が10日増えることによって時給が下記の計算のとおり増加いたします。会社といたしましては、生産性向上のための投資を継続して実施し事業継続性を企画して参ります。求人へのご応募をお待ちしております。

敬具

記

最低賃金と年間休日の変更を実施した賃上げの影響の計算事例は次の通り。

- ・年間休日 110 日で $365 \text{ 日} - 110 \text{ 日} = 255 \text{ 日} / 12 \text{ カ月} = 21.2 \text{ 月平均日数}$ (ハローワーク指標)

現在の最低賃金は 1047 円+ (ものづくり補助事業 30 円達成基準)

社内最低賃金基準 @ $¥1077 \times 8 \text{ 時間労働} \times 21.2 \text{ 日} = ¥182,659 / \text{最低月給水準}$

- ・年間休日 120 日で $365 \text{ 日} - 120 \text{ 日} = 245 \text{ 日} / 12 \text{ カ月} = 20.4 \text{ 月平均日数}$ (ハローワーク指標)

2026 年 10 月 2 日発行予定の最低賃金 1104 円+ (ものづくり補助事業 30 円達成基準)

社内最低賃金基準 @ $¥1134 \times 8 \text{ 時間労働} \times 20.4 \text{ 日} = ¥185,068 / \text{最低月給水準}$

増加率計算：時給にして $1134 - 1077 / 1077 = 57 / 1077 \approx 0.0529$

5.29%増加予定

月給にして $185,068 - 182,659 / 182,659 = 2,409 / 182,659 \approx 0.01319$

最低で 1.32%増加予定

現在の各職種の募集賃金は月給で 185,068 円以上を満たしていることを確認済です。

以上